

介護職員の賃金①（常勤労働者）

- 勤続年数、平均年齢等の要素の違いがあり、単純な比較はできないが、①常勤労働者については、介護分野の平均賃金の水準は産業計の平均賃金と比較して低い傾向にあり、②常勤労働者である介護職員の平均賃金は、医療福祉分野における他の職種の平均賃金と比較して低い傾向にある。
- 女性の介護職員については、産業計や福祉・介護分野全体との差が、それほど大きくはない。
- なお、介護職員は、産業計と比較すると、勤続年数が短い（半分弱）。

常勤労働者の男女比、平均年齢、勤続年数及び平均賃金

		男女計			男性				女性			
		平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)
産業別	産業計	41.1	11.4	318.1	67.3	42.0	12.8	354.6	32.7	39.4	8.6	243.2
	医療業	39.0	8.2	332.2	25.3	39.7	8.8	455.6	74.7	38.8	8.0	290.5
	社会保険・社会福祉・介護事業	39.9	6.8	238.6	26.8	38.8	7.1	277.0	73.2	40.3	6.7	224.5
	サービス業	42.9	7.9	270.7	67.0	44.6	8.9	296.7	33.0	39.6	5.7	218.0
職種別	医師	40.5	5.0	877.8	70.1	42.3	5.5	938.2	29.9	36.1	3.8	735.8
	看護師	36.3	6.8	317.1	7.6	35.3	7.3	323.2	92.4	36.4	6.8	316.6
	准看護師	44.1	9.7	276.2	9.6	37.7	8.7	283.8	90.4	44.8	9.8	275.4
	理学療法士、作業療法士	29.9	4.0	274.0	48.9	30.9	3.9	283.1	51.1	28.9	4.0	265.4
	保育士	33.8	7.5	217.6	6.0	31.1	6.3	238.6	94.0	33.9	7.6	216.2
	ケアマネジャー	44.5	7.4	260.4	20.9	38.3	7.0	284.6	79.1	46.1	7.5	254.0
	ホームヘルパー	44.6	5.1	202.5	16.0	37.8	3.4	214.6	84.0	45.9	5.4	200.2
	福祉施設介護員	37.6	5.4	213.9	30.9	33.6	5.3	231.5	69.1	39.4	5.4	206.0

(資料出所)厚生労働省「平成21年賃金構造基本統計調査」

注1)常勤労働者とは、賃金構造基本統計調査の一般労働者(短時間労働者以外の労働者)をいう。

短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い労働者、又は、1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

2)サービス業とは、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、職業紹介・労働者派遣業が含まれる。

3)福祉施設介護員は、児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設その他の福祉施設において、介護の仕事に従事する者をいう。

4)きまって支給する現金給与額:労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される現金給与額。基本給のほか、家族手当、超過労働手当を含むが、賞与は含まない。なお、手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。

(参考) 中位数で比較した場合の介護職員(常勤労働者)の賃金(所定内給与)

- 平均値の場合、一部の高い数値に誘導される可能性があるため、所定内給与について、中位数(小さい数値から順に並べた場合に、中央に位置する値)で比較すると、平均値での比較に比べて、産業計や福祉・介護分野計との差は縮まる。
- 特に、女性の場合、産業計や福祉・介護分野計との差は、大きい。

常勤労働者の男女比、平均年齢、勤続年数及び所定内給与額(平均値・中位数)

	男性					女性					
	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内給与額 (千円)		構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内給与額 (千円)		
				平均値	中位数				平均値	中位数	
産業別	産業計	67.3	42.0	12.8	326.8	289.2	32.7	39.4	8.6	228.0	207.4
	医療業	25.3	39.7	8.8	417.4	295.4	74.7	38.8	8.0	263.9	243.3
	社会保険・社会福祉・介護事業	26.8	38.8	7.1	264.8	232.9	73.2	40.3	6.7	215.1	199.7
	サービス業	67.0	44.6	8.9	271.7	246.6	33.0	39.6	5.7	206.1	195.1
職種別	医師	70.1	42.3	5.5	859.0	779.9	29.9	36.1	3.8	678.9	591.8
	看護師	7.6	35.3	7.3	281.2	268.5	92.4	36.4	6.8	281.3	269.8
	准看護師	9.6	37.7	8.7	252.6	239.9	90.4	44.8	9.8	248.8	241.1
	理学療法士、作業療法士	48.9	30.9	3.9	274.6	262.5	51.1	28.9	4.0	257.8	249.7
	保育士	6.0	31.1	6.3	230.2	207.1	94.0	33.9	7.6	210.2	194.4
	ケアマネジャー	20.9	38.3	7.0	271.7	266.2	79.1	46.1	7.5	245.4	237.7
	ホームヘルパー	16.0	37.8	3.4	200.9	193.3	84.0	45.9	5.4	189.5	183.1
	福祉施設介護員	30.9	33.6	5.3	218.1	206.6	69.1	39.4	5.4	194.3	186.8

(資料出所)厚生労働省「平成21年賃金構造基本統計調査」

注1)常勤労働者とは、賃金構造基本統計調査の一般労働者(短時間労働者以外の労働者)をいう。

短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い労働者、又は、1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

2)サービス業とは、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、職業紹介・労働者派遣業が含まれる。

3)福祉施設介護員は、児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設その他の福祉施設において、介護の仕事に従事する者をいう。

4)所定内給与額 労働協約又は就業規則等によりあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現在給与額(きまって支給する現金給与額)のうち、超過労働給与額(①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交代手当として支給される給与をいう。)を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

介護職員の賃金② (短時間労働者)

勤続年数、平均年齢等の要素の違いがあり、単純な比較はできないが、短時間労働者である介護職員の1時間あたり所定内給与額は、産業計と同水準、又は、産業計より高い傾向にある。

短時間労働者の男女比、平均年齢、勤続年数及び1時間あたり平均所定内給与額

	男女計			男性				女性			
	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	1時間あたり 所定内給与額 (円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	1時間あたり 所定内給与額 (円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	1時間あたり 所定内給与額 (円)
産業計	43.3	4.8	1,002	25.7	40.3	4.1	1,086	74.3	44.4	5.1	973
職種別											
医師	44.4	5.1	11,498	76.6	45.4	5.6	11,630	23.4	40.8	3.6	11,064
理学療法士、作業療法士	39.2	4.4	3,592	42.6	39.5	3.9	5,138	57.4	39.0	4.8	2,444
看護師	43.3	4.2	1,626	1.2	44.1	3.0	1,739	98.8	43.3	4.2	1,624
ケアマネジャー	49.7	4.4	1,405	7.6	44.6	4.2	1,472	92.4	50.1	4.4	1,400
准看護師	45.9	5.5	1,383	2.0	26.7	2.5	1,257	98.0	46.3	5.6	1,386
ホームヘルパー	51.9	4.8	1,271	9.5	43.4	3.5	1,294	90.5	52.3	4.9	1,270
幼稚園教諭	42.1	5.4	1,033	1.8	53.0	13.5	1,715	98.2	41.9	5.2	1,021
保育士	44.4	4.9	1,024	1.7	43.3	3.1	987	98.3	44.4	4.9	1,025
福祉施設介護員	48.3	3.6	971	9.7	50.0	3.0	994	90.3	48.1	3.7	969
機械組立工	49.2	11.0	953	22.1	55.4	15.2	1,234	77.9	47.4	9.8	873
百貨店店員	46.1	6.2	942	15.0	33.3	3.3	956	85.0	48.3	6.7	940
ビル清掃員	58.2	5.0	923	17.6	56.8	4.0	1,051	82.4	58.5	5.2	896
給仕従事者	33.2	3.0	912	23.9	25.4	1.9	934	76.1	35.6	3.3	905
調理士	38.8	4.0	909	45.2	27.3	2.4	928	54.8	48.3	5.4	893
パン・洋生菓子製造工	46.1	6.5	897	17.1	45.8	6.3	980	82.9	46.2	6.5	880
スーパー店チェッカー	36.9	3.9	862	15.7	24.9	2.0	841	84.3	39.2	4.2	865
ミシン縫製工	49.0	9.3	777	1.1	64.1	6.0	1,053	98.9	48.8	9.4	774

(資料出所)厚生労働省「平成21年賃金構造基本統計調査」

注1)短時間労働者とは、1日の所定労働時間が同一事業所の一般の労働者よりも短い労働者、又は、1日の所定労働時間が同一事業所の一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が同一事業所の一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

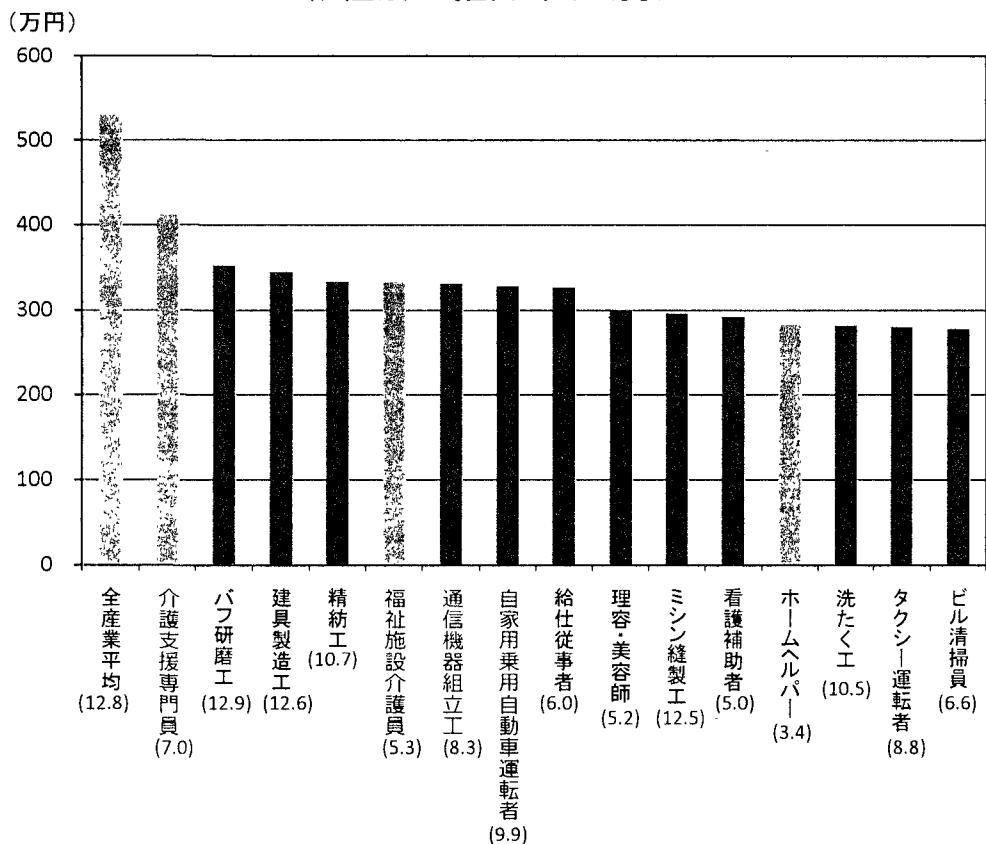
2)福祉施設介護員は、児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設その他の福祉施設において、介護の仕事に従事する者をいう。

3)1時間あたり所定内給与額、各労働者ごとに、所定内給与額を所定内実労働時間数で除したものである。円未満に端数がある場合は、円未満を四捨五入している。なお、所定内給与額とは、労働協約又は就業規則等によりあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現在給与額(きまって支給する現金給与額)のうち、超過労働給与額(①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交代手当として支給される給与をいう。)を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

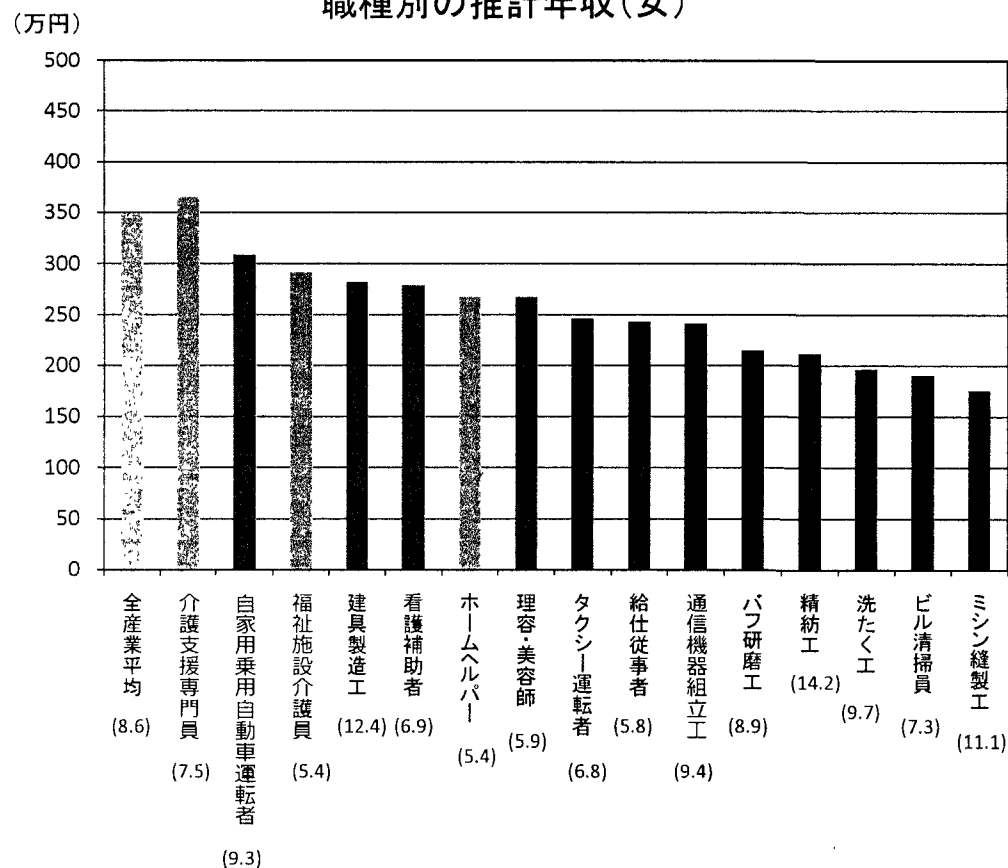
職種別の年収（推計） （注1）

- 「賃金構造基本統計調査」より、常勤労働者の職種別の年収を推計し、男性の福祉施設介護員・ホームヘルパーと同程度の収入の職種を抽出した上で、性別ごとに比較した。
- 男性の場合、福祉施設介護員であれば通信機器組立工・給仕従事者と、ホームヘルパーであれば、理容・美容師やタクシー運転者と同程度である。
- 女性の場合、これらの職種よりも収入が高い傾向にある。

職種別の推計年収(男)



職種別の推計年収(女)



資料出所:「平成21年度賃金構造基本統計調査」

(注1):常勤労働者(一般労働者)の年収は、「平成21年度賃金構造基本統計調査」における「きまって支給する現金給与額」(平成21年6月)に12を乗じ、「年間賞与その他特別給与額」(平成20年1年間)を加える形で推計した。

(注2):各職種名の下にある()の中の数字は、勤続年数。

賃金（時間額）が800円未満の労働者数の割合（業種別）

賃金（時間額）が800円未満の労働者数の割合について、主だった業種と比較したところ、社会保険・社会福祉・介護事業の業種は、衣服・その他の繊維製品製造業や飲食料品小売業、一般飲食店、宿泊業等と比べて低くなっている。

賃金（時間額）が800円未満の労働者数の割合（業種別）

就業形態計		一般労働者（常勤労働者）		短時間労働者	
業種	全体に占める割合 （%）	業種	全体に占める割合 （%）	業種	全体に占める割合 （%）
衣服・その他の繊維製品製造業	43.6	衣服・その他の繊維製品製造業	38.2	洗濯・理容・美容・浴場業	41.3
飲食料品小売業	31.3	食料品製造業	16.1	飲食料品小売業	38.9
食料品製造業	22.6	飲食料品小売業	15.4	飲食料品卸売業	37.8
一般飲食店	22.2	道路旅客運送業	13.9	食料品製造業	37.4
宿泊業	16.4	一般飲食店	11.0	宿泊業	34.4
その他の小売業	15.3	その他の事業サービス業	7.2	一般飲食店	25.7
その他の事業サービス業	12.7	電子部品・デバイス製造業	5.9	その他の事業サービス業	24.4
各種商品小売業	12.4	道路貨物運送業	3.6	その他の小売業	22.9
社会保険・社会福祉・介護事業	5.7	社会保険・社会福祉・介護事業	3.3	各種商品小売業	17.6
医療業	3.3	医療業	2.2	社会保険・社会福祉・介護事業	11.9

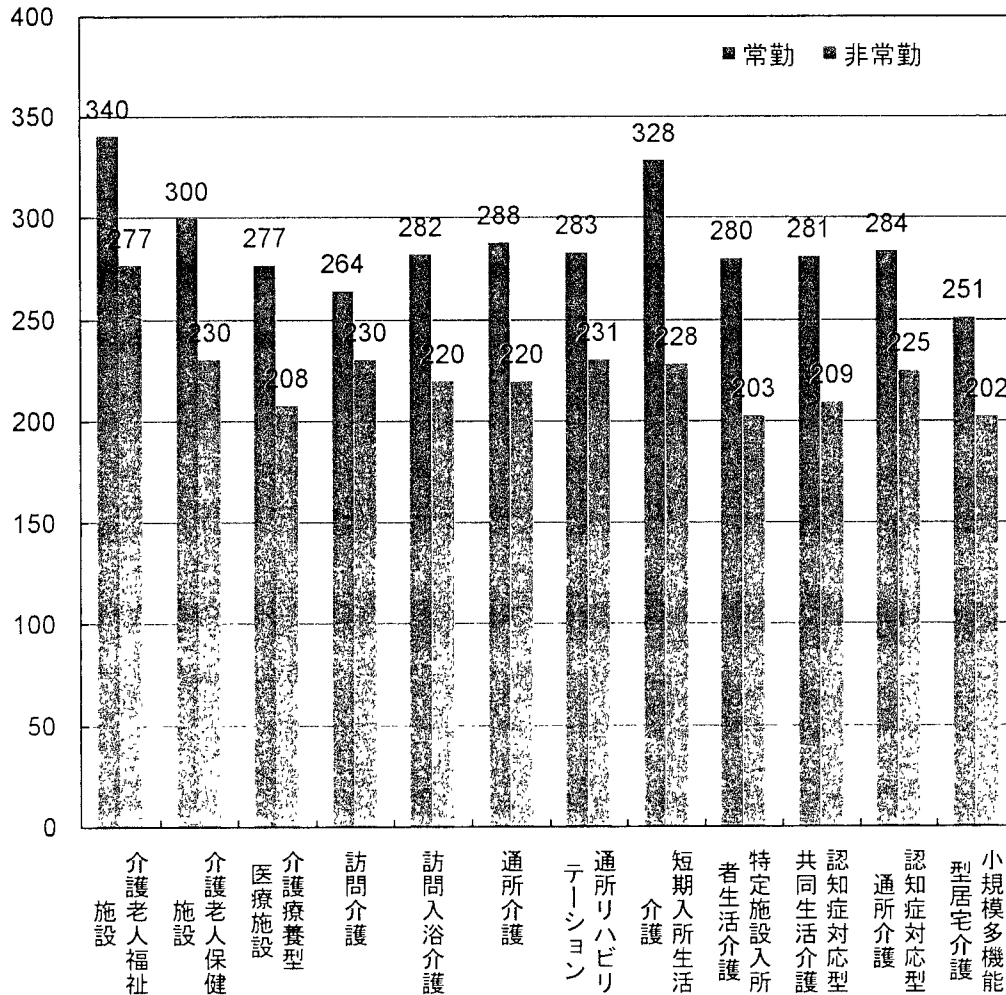
※「中小企業における最低賃金の引上げの円滑な実施のための調査等事業」に係る説明・意見聴取会（社会保険・社会福祉・介護事業）（H22.6.16）において提出された資料（厚生労働省「平成20年賃金構造基本統計調査」の個票から、独立行政法人労働政策研究・研修機構において独自に集計を行ったもの。）を厚生労働省老健局において再構成したもの。

※賃金構造基本統計調査は事業所規模5人以上を対象としており、対象労働者数は約2,900万人（最低賃金が適用となる労働者数は約5,000万人）

各介護サービスにおける介護職員の給与

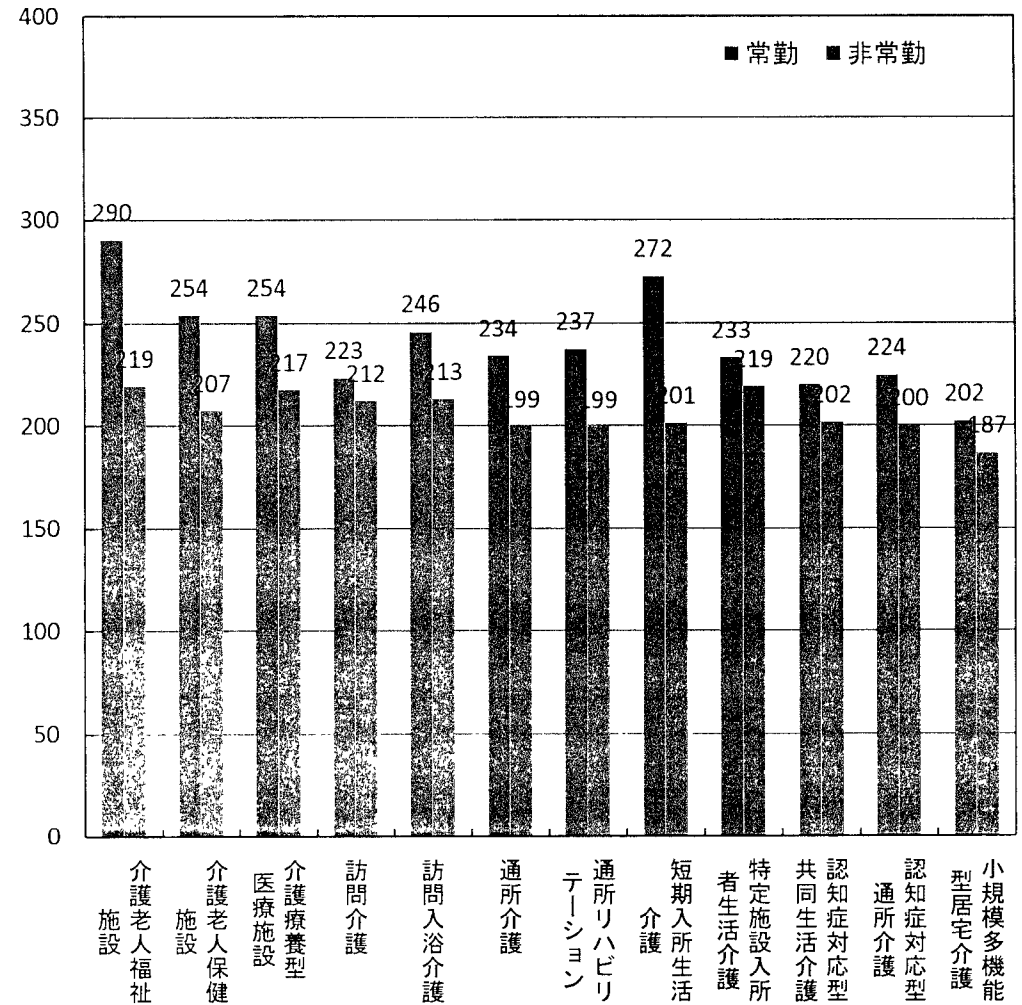
介護サービス施設・事業所における介護福祉士の
常勤換算1人当たり給与(賞与等を含む)

(千円)



介護サービス施設・事業所における介護職員の
常勤換算1人当たり給与(賞与等を含む)

(千円)



(資料出所) 厚生労働省「平成20年介護事業経営実態調査」

注1) 介護職員には、介護福祉士は含まれない。

注2) 特定施設入所者生活介護には、特定施設以外の有料老人ホームが含まれる。

法人種類別の給与、推定組織率の状況等

- 社会福祉法人に比べ、営利法人の介護職員の給与は低くなっている。
- 営利法人・NPO等は、処遇改善交付金の申請率が全国平均よりも低くなっている。
- 介護関係事業の推定組織率は、全産業と比べて低くなっている。

○給与比較

①介護福祉士

(単位:万円)

	訪問介護	訪問入浴介護	通所介護	認知症対応型通所介護	グループホーム
社会福祉法人	27.5	29.3	30.4	30.2	29.2
営利法人	25.2	27.3	25.5	25.0	27.5

②介護職員(介護福祉士以外)

(単位:万円)

	訪問介護	訪問入浴介護	通所介護	認知症対応型通所介護	グループホーム
社会福祉法人	23.4	26.6	24.5	23.3	25.9
営利法人	22.1	24.2	22.9	20.7	20.6

※常勤、賞与等を含む

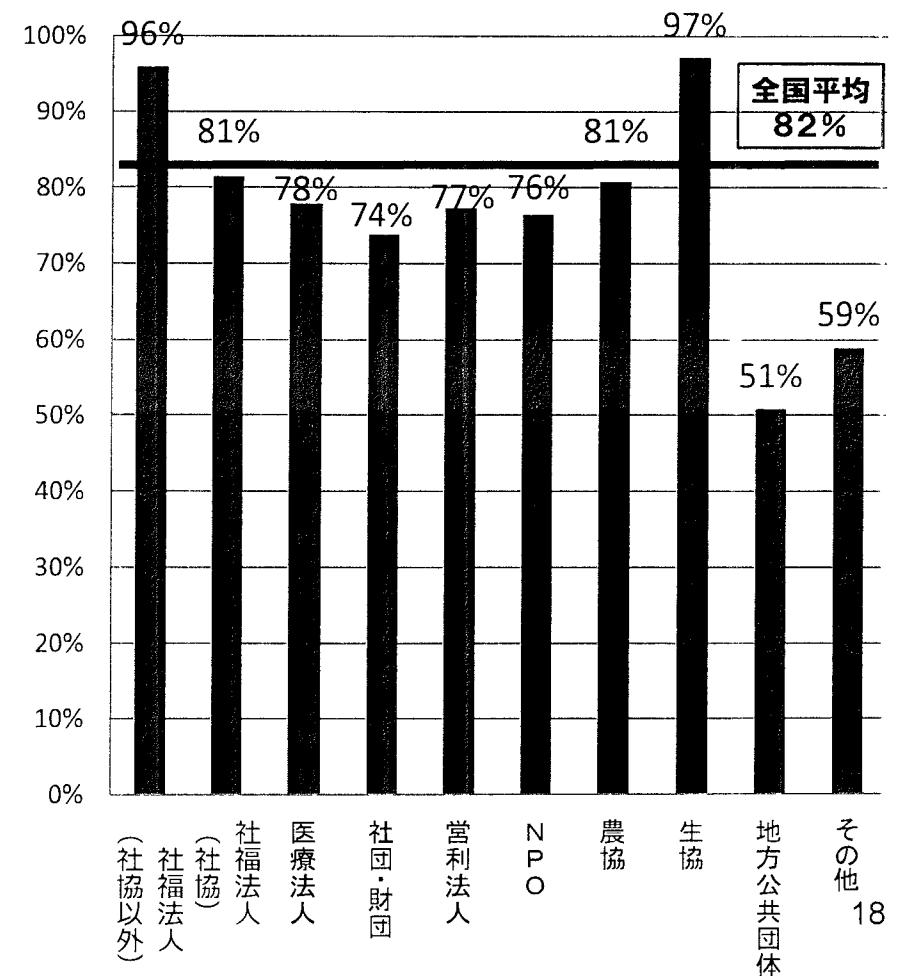
資料出所:平成20年介護事業所経営実態調査

○推定組織率(雇用者数に占める労働組合員数の割合)

社会保険・社会福祉・介護事業	4.7%
全産業	18.5%

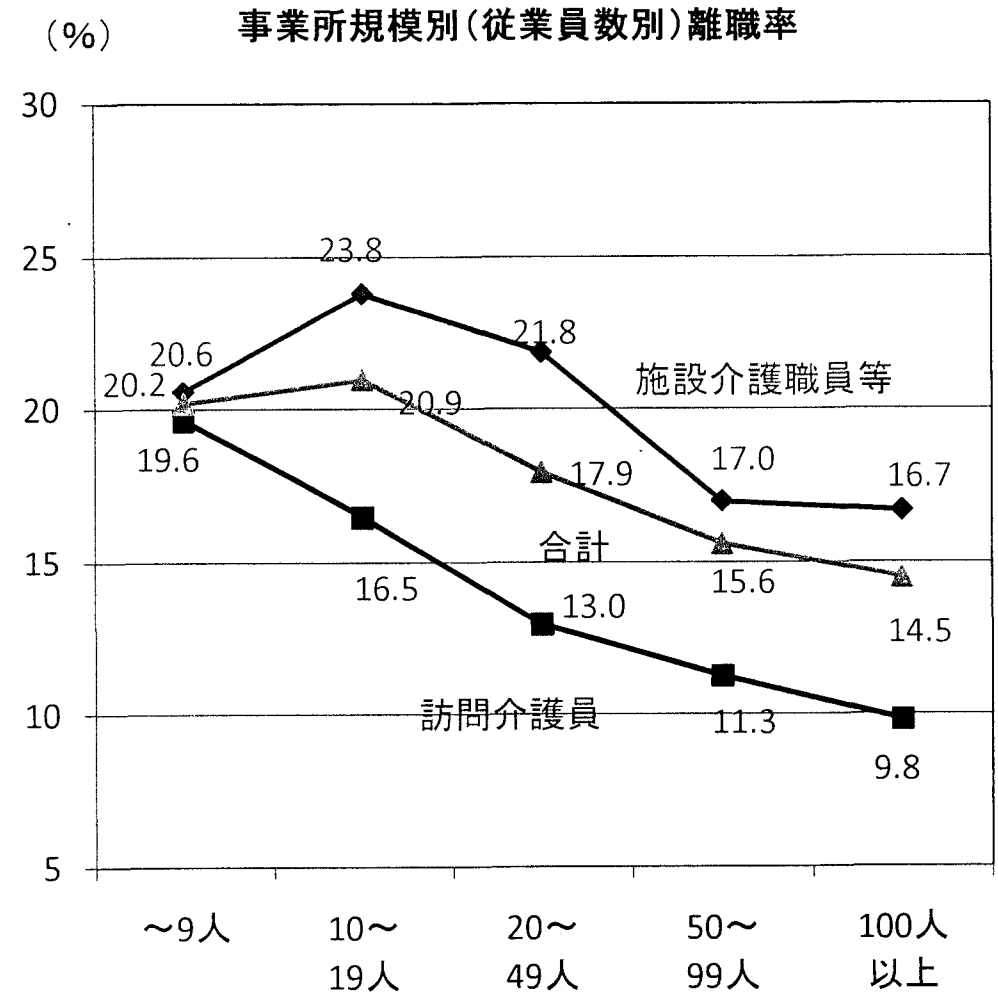
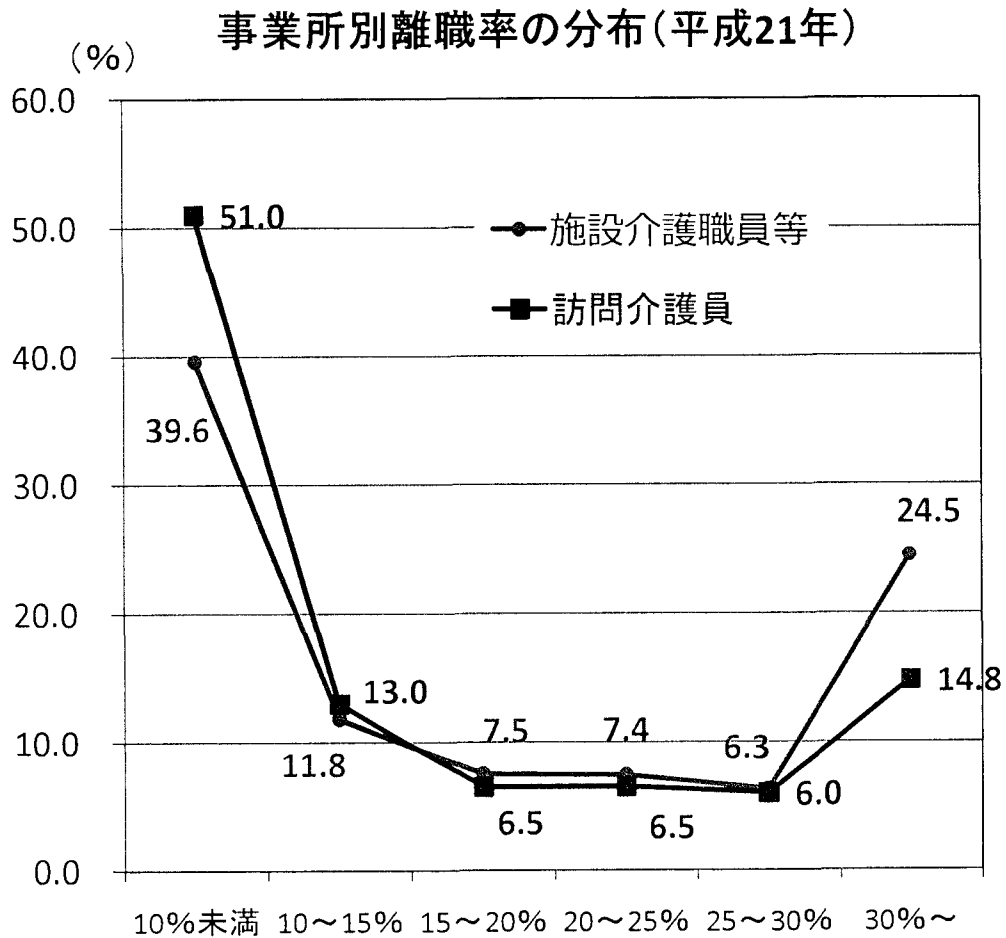
資料出所:平成21年労働組合基礎調査、労働力調査(平成21年6月分)

○介護職員処遇改善交付金 法人種類別申請率 (平成22年6月現在)



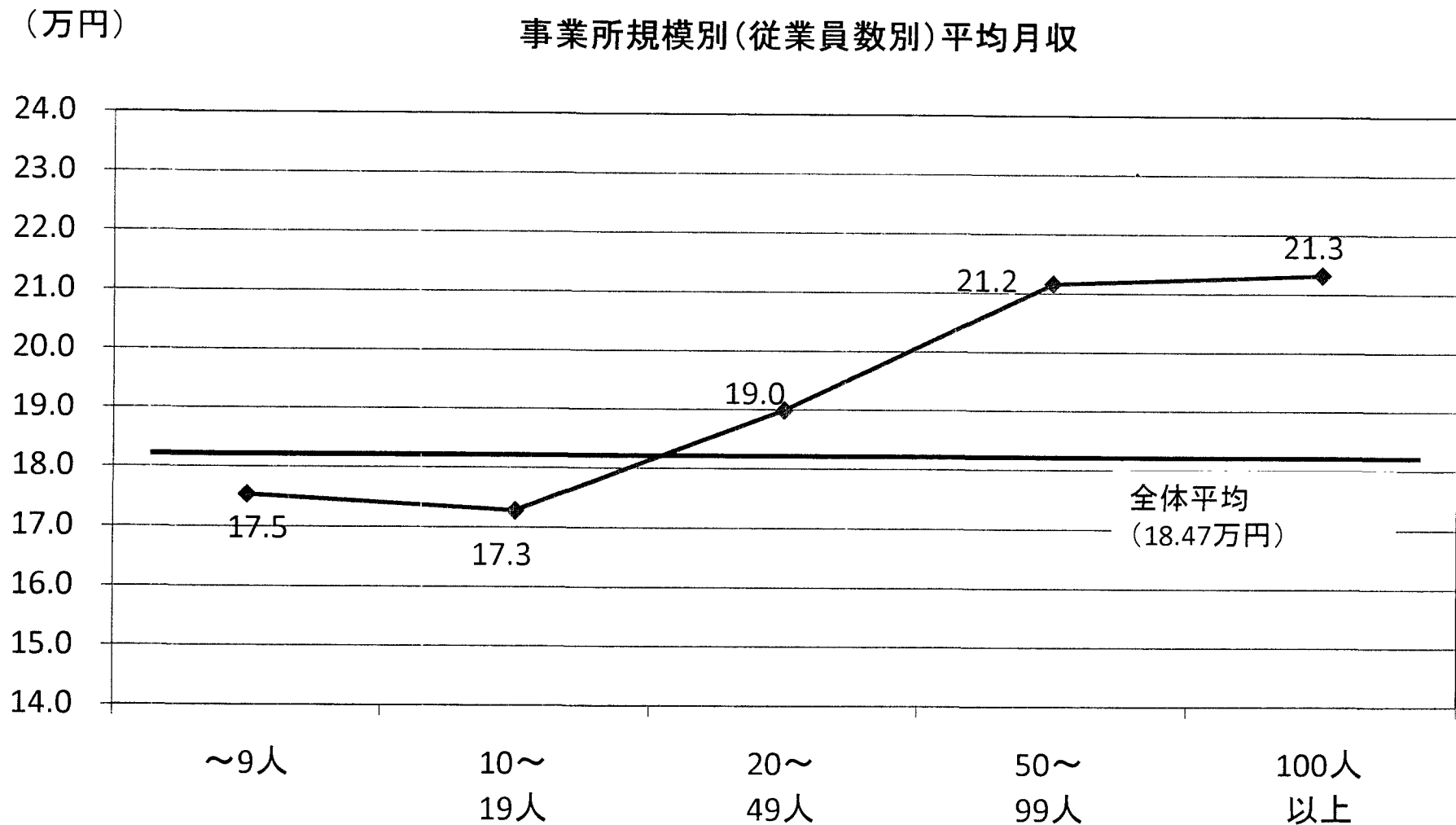
事業所ごとの離職率・事業所規模別の離職率

- 離職率の分布には、離職率が「10%未満」の事業所と「30%以上」の事業所との二極化が見られる。
- 事業所規模別で見ると、事業所の規模が大きくなるほど離職率が低くなる傾向が見られる。



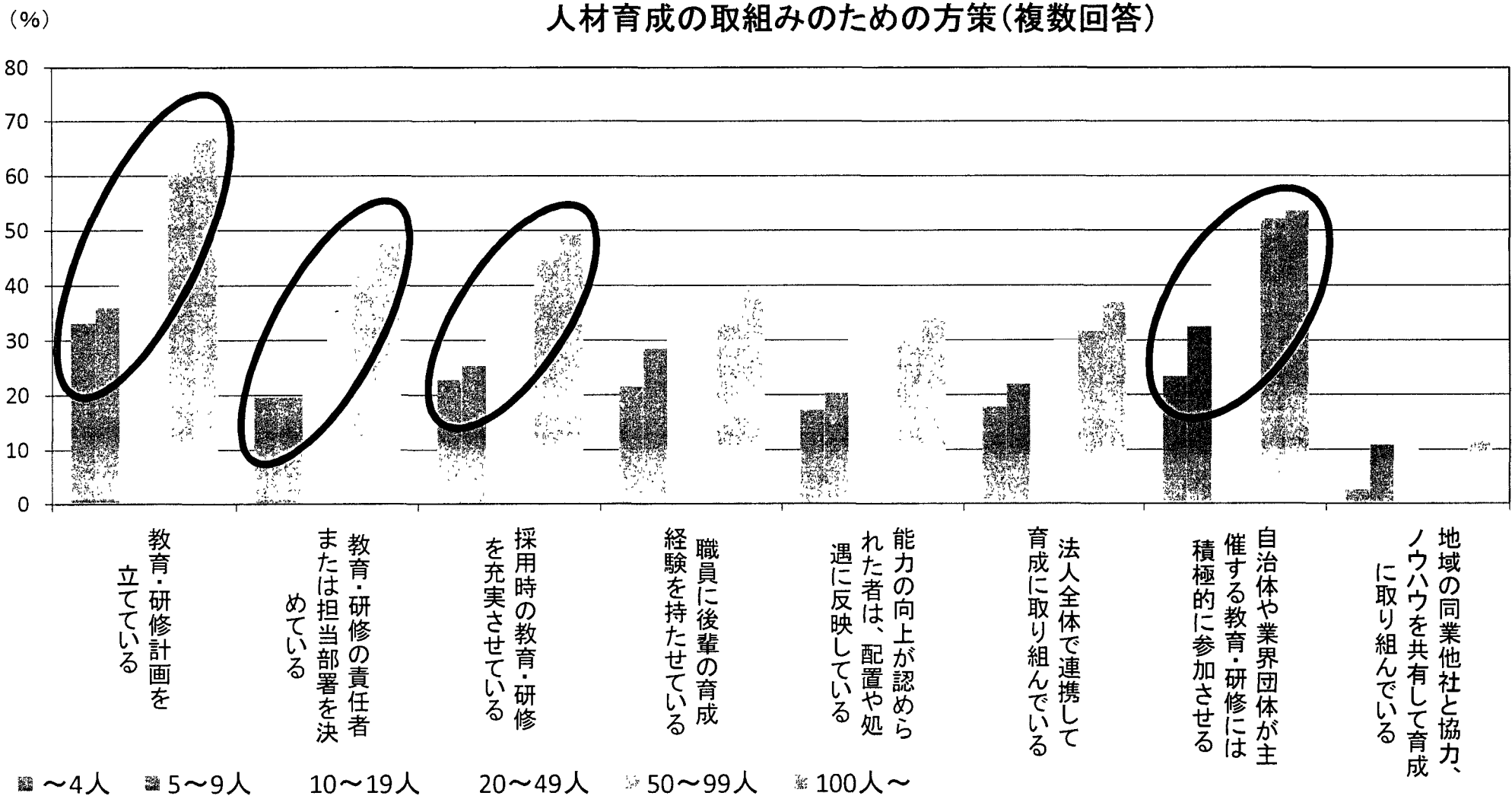
事業所規模別の賃金の状況

基本的には、事業所規模が大きい方が、事業所の平均月収が高い傾向にある。



人材育成の取組みのための方策 ～事業所規模別～

事業所規模（従業員数）の大きな事業所であるほど、人材育成の取組のための方策を多く行っている傾向がある。

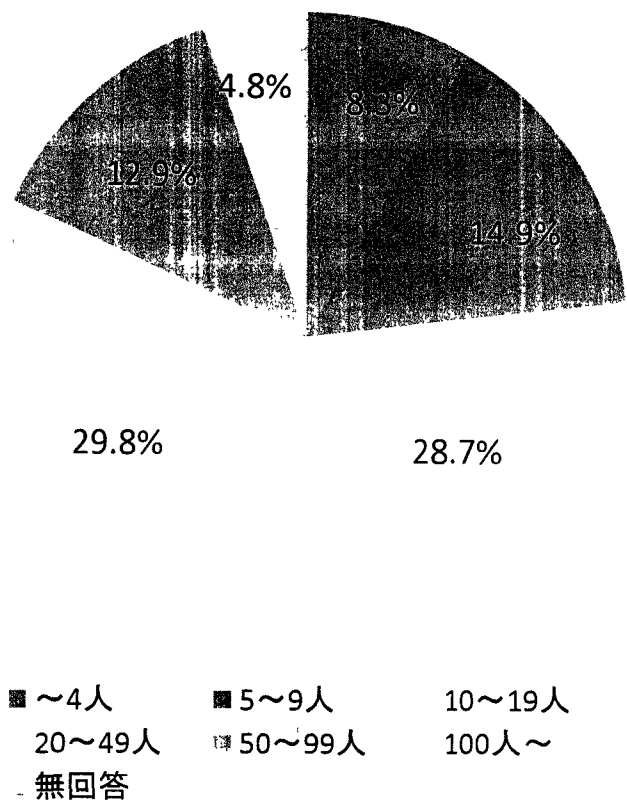


(出典) (財) 介護労働安定センター 「平成21年度介護労働実態調査」

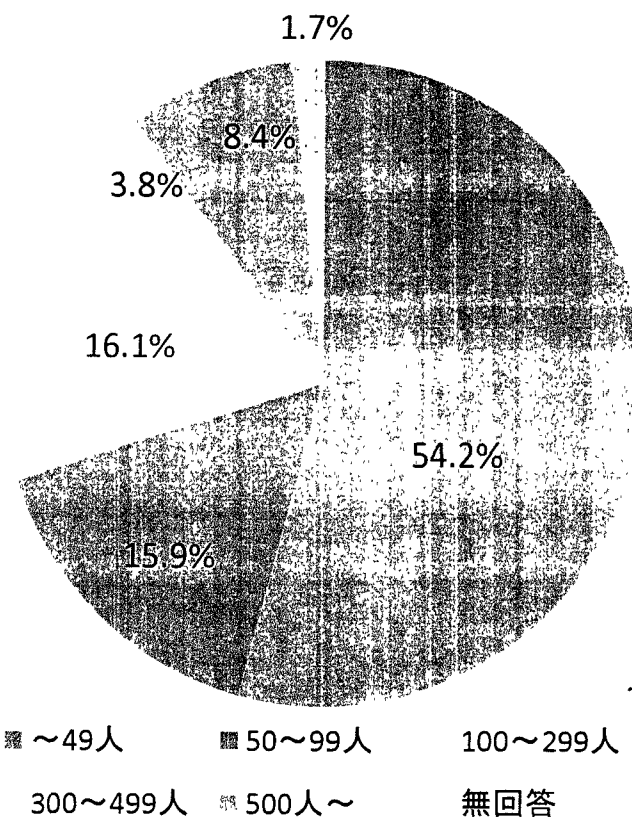
介護事業における事業所・法人規模

- 介護事業所は、半数以上が従業員規模20人未満であるなど、小規模な事業所が多い。
- 事業所ごとの法人規模も、小規模である場合が多い。

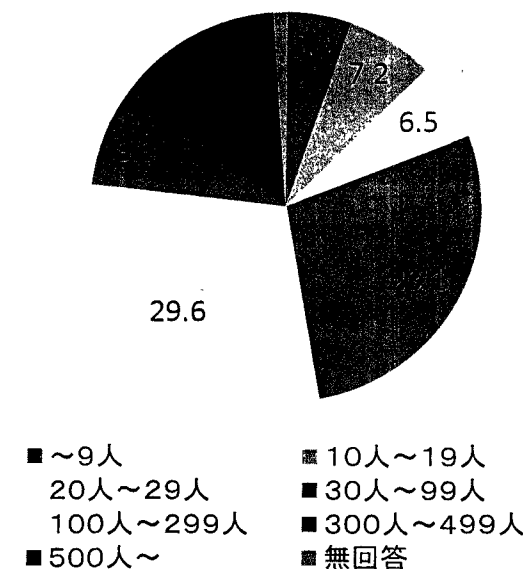
介護事業所の従業員規模
(平成21年)



介護事業所における法人全体の従業員規模(平成21年度)(注1)



【参考】介護事業所における法人全体の従業員規模(平成18年度)
(事業所を複数有している場合に限る)



(注) 単一事業所の場合の「100人以上」については、「100人～299人」の枠内に収まるものみなして、計上している。